

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	池内 (池内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻、飼料作物、野菜を栽培する農業者、特に酪農者が多くいたが、近年高齢化が進み遊休農地の増加が懸念されており、さらに地域が山に面しているため鳥獣被害が深刻で防獣害柵の設置に取り組んでいるものの、今後も被害の増加が懸念される。

将来を見据えると農地の利用を図りながら地域の活性化につなげる必要がある。そのために幅広く新規就農者(現在一法人を受けている)を確保しつつ、地域で取り組める有効的な新たな作物の栽培等を進め、さらに地域住民と話し合い分散する農地を集約し効率的に耕作を進める事が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻、野菜、飼料作物の栽培を中心に農業経営は継続されていく。鳥獣害対策をしっかりと行う。ため池並びに水路、排水、農道の管理を行い農地としての機能を維持していく。新たな担い手への集約を進めていくと同時にさらなる機械化や労力の軽減を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

池内、および一部木戸地域内を当該区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、地域住民や新規就農者を中心に話し合い面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替え、農業者、担い手の経営意向をもとに集積、集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内には未基盤整備農地が存在するので地域住民、担い手との話し合いをもって検討を進めて行く。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな経営体の受け入れを促しながら、勤めの後継者も多く居るので、今後、地域の農地については、多様な人材で守っていく事を基本として、円滑な農地の維持に取り組みたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害が多いため今後も獣害防止柵の設置を進めていく。
 ②⑨酪農家、畜産農家との耕畜連携を地区内で推進し、生産される堆肥を活用して減肥料の取り組みを進める。
 ⑦畦畔、法面の草刈りや水路掃除、農道ため池の管理など多面的機能支払なども活用しながら地元住民との話し合い協力をもって行う。また機械の導入や設備の更新でできるだけ省力化も進めていく。